

平成 30 年度
主要輸出国の知財制度等実態調査委託事業
報告書

2020 年 3 月

平成 30 年度 主要輸出国の知財制度等実態調査委託事業

報告書

2020 年 3 月



Meros Consulting

東京都千代田区神田淡路町 1-19-3 ONO ビル 2F

03-3526-2075

www.merosconsulting.com

inquiries@merosconsulting.com

はじめに

本報告書は、農林水産省委託事業「平成 30 年度 主要輸出国の知財制度等実態調査委託事業」の調査結果を取りまとめたものである。

日本では、2014 年 6 月 18 日に「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」が成立、2015 年 6 月から地理的表示（GI）保護制度の運用が始まった。日本では 2020 年 2 月末現在、88 産品が GI 登録されている。日本・EU 経済連携協定で GI の相互保護が含まれるなど、GI の国際的な認知が高まっており、これを契機として、GI を活用して産品の輸出に取り組もうとする日本の生産者団体もみられるようになってきた。しかし、日本と相互保護の協定を締結していない国において、GI の保護を受けるためには、原則として各国において地理的表示登録をする必要がある。

本調査では、GI を活用して海外への産品輸出振興を図る生産者団体等に向け、輸出先国の GI 制度についての理解を深めることを目的に、日本の農水産物・食品の主要な輸出先となっているアジア 7 カ国（中国、韓国、シンガポール、ベトナム、タイ、マレーシア、インドネシア）を対象として、GI 保護制度の調査を実施した。調査では、商標法や地理的表示法等を通じた GI の保護制度の概要を示すとともに、地理的表示の不正使用等の侵害があった場合の対抗手段や手続きについても情報収集・整理した。

各国の GI 保護制度の成立が新しいことや、GI 登録の場合はよりコストや時間を要することなどから、実際には、日本の GI 登録生産者団体が、一般商標として標章（マークや名称）を出願・登録しているケースもある。ただし、一部の国では地名と一般品目名だけの組み合わせでは識別性がないとされる場合があり、図形等を加えて識別性を高めて登録する必要があるが、その場合、同じ地名を用いた別の商標が登録されることを妨げることができないケースがある。実際に、GI 登録生産者団体が一般商標を既に登録した後でも、他者が同じ地名と品目の組み合わせでの別の商標の登録に成功している例がみられる。また、たとえ地名と一般品目名だけの組み合わせで一般商標として登録できたとしても、権利行使にあたって識別性の観点等から十分に保護されない可能性がある。このため、GI 登録生産者団体は、海外での GI 保護を求める場合、登録出願にあたっては、その目的・内容を良く検討して制度を選択することが必要である。

本事業の実施に当たっては、株式会社メロスが浅野国際特許事務所及びその提携先現地代理人を通じて情報収集を行った他、中国と韓国については、中国北京路浩国際特許事務所、法務法人太平洋（韓国）、金・張法律事務所（韓国）及び Winners 弁理士事務所（韓国）にご協力頂き、現地でのヒアリング調査を実施した。また、事業の過程で、明治大学 専門職大学院法務研究科長／専任教授 高倉成男先生、中村合同特許法律事務所 弁護士・弁理士 外村玲子先生、及び茨城大学 人文社会科学部教授 荒木雅也先生の 3 名を検討委員とする検討委員会を開催し、専門的な助言を頂いた。ご協力頂いた方々に深く感謝している。

本報告書が、日本の地理的表示登録産品の海外での地理的表示登録・保護を推進し、日本の農林水産物等の輸出機会の拡大のための参考資料として広く活用されれば幸いである。

【注意事項】

本事業は、農林水産省の委託により、株式会社メロスが実施したものであり、本報告書の内容は農林水産省の見解を示すものではありません。

【免責事項】

農林水産省及び株式会社メロスは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。また、本報告書は信頼できるとされる各種情報に基づいて作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。

目次

第 1 部 調査の概要	8
i. 背景と目的	8
ii. 調査対象国	8
iii. 調査項目	9
iv. 調査方法	9
v. 注釈	10
第 2 部 各国における地理的表示保護	12
1. 中国	12
1.1. 地理的表示を保護する制度の概要	12
1.2. 地理的表示及び商標登録の要件・手続・費用	16
1.3. 地理的表示の不正使用の救済手段その他の措置	23
1.4. 他国との国際協定における GI 保護の状況	29
1.5. 当該国における地理的表示の登録の状況、紛争事例、違反の状況	29
2. 韓国	38
2.1. 地理的表示を保護する制度	38
2.2. 登録の要件・手続・費用	40
2.3. 地理的表示の不正使用の救済手段その他の措置	50
2.4. 他国との国際協定における GI 保護の状況	55
2.5. 当該国における地理的表示の登録の状況、紛争事例、違反の状況	57
3. シンガポール	60
3.1. 地理的表示を保護する制度	60

3.2.	登録の要件・手続・費用	63
3.3.	地理的表示の不正使用の救済手段その他の措置	70
3.4.	他国との国際協定における GI 保護の状況	75
3.5.	当該国における知財侵害及び原産地表示違反の現状・紛争事例	76
4.	ベトナム	79
4.1.	地理的表示を保護する制度	79
4.2.	登録の要件・手続・費用	81
4.3.	地理的表示の不正使用の救済手段その他の措置	88
4.4.	他国との国際協定における GI 保護の状況	95
4.5.	当該国における知財侵害及び原産地表示違反の現状・紛争事例	96
5.	タイ	99
5.1.	地理的表示を保護する制度	99
5.2.	登録の要件・手続・費用	100
5.3.	地理的表示の不正使用の救済手段その他の措置	104
5.4.	他国との国際協定における GI 保護の状況	107
5.5.	当該国における知財侵害及び原産地表示違反の現状・紛争事例	107
6.	マレーシア	110
6.1.	地理的表示を保護する制度	110
6.2.	登録の要件・手続・費用	112
6.3.	地理的表示の不正使用の救済手段その他の措置	117
6.4.	他国との国際協定における GI 保護の状況	121
6.5.	当該国における知財侵害及び原産地表示違反の現状・紛争事例	122
7.	インドネシア	125
7.1.	地理的表示を保護する制度	125

7.2. 登録の要件・手続・費用	126
7.3. 地理的表示の不正使用の救済手段その他の措置	130
7.4. 他国との国際協定における GI 保護の状況	133
7.5. 当該国における知財侵害及び原産地表示違反の現状・紛争事例	133

付属資料（関連法等の日本語訳）

- 資料 1 中国 「国外地理的表示産品保護方法」に係る国家知識産権局公告（2019 年 11 月 27 日施行）
- 資料 2 韓国 「農水産物品質管理法」（地理的表示関連部分）（1999 年 7 月 1 日施行）
- 資料 3 シンガポール 「地理的表示法」（2019 年 4 月 1 日施行）
- 資料 4 タイ 「地理的表示保護法」（2004 年 4 月 28 日施行）
- 資料 5 マレーシア 「地理的表示法」（2000 年）
- 資料 6 インドネシア 「商標及び地理的表示法」（2016 年第 20 号）
- 資料 7 インドネシア 「地理的表示規則」（2019 年 12 号）

図表目次

図

図 1	中国の団体、証明商標（地理的表示）登録出願手続きの流れ.....	21
図 2	中国における外国産品の地理的表示登録申請手続きの流れ.....	22
図 3	中国における外国産品の農産物地理的表示登録申請手続きの流れ.....	23
図 4	中国の地理的表示団体商標/証明商標不正利用の行政救済手続きの流れ.....	25
図 5	中国の地理的表示団体商標/証明商標不正利用の司法救済手続きの流れ.....	26
図 6	中国の農業法に基づく地理的表示産品の行政救済手続きの流れ.....	27
図 7	中国の地理的表示の文言が含まれる司法案件数.....	30
図 8	韓国の商標法における「地理的表示団体商標」及び「地理的表示証明商標」登録の流れ.....	46
図 9	韓国の農水産物品質管理法における「地理的表示登録」の流れ.....	48
図 10	韓国の商標法における不正使用に対する差止め請求及び損害賠償請求の流れ.....	52
図 11	韓国の商標法における不正使用に対する刑事処罰の流れ.....	53
図 12	シンガポールの地理的表示法に基づく地理的表示登録手続きの流れ.....	67
図 13	シンガポールの団体商標・証明商標登録手続きの流れ.....	68
図 14	シンガポールの地理的表示の司法救済手続きの流れ.....	72
図 15	ベトナムの知的財産法に基づく地理的表示登録手続きの流れ.....	84
図 16	ベトナムの知的財産法に基づく商標出願手続きの流れ.....	86
図 17	ベトナムの知的財産法に基づく知的財産権侵害の行政救済手続きの流れ.....	90
図 18	ベトナムの知的財産法に基づく水際措置（税関手続きの停止）の流れ.....	91
図 19	ベトナムの民事訴訟の流れ.....	92
図 20	ベトナムの刑事訴訟の流れ.....	93
図 21	タイの地理的表示保護法に基づく地理的表示登録手続きの流れ.....	102
図 22	タイの司法救済手続きの流れ.....	106
図 23	タイの地理的表示登録件数の推移（タイ・外国団体別）.....	108
図 24	マレーシアの地理的表示法に基づく地理的表示登録手続きの流れ.....	115
図 25	マレーシアの商標法に基づく団体商標/証明商標登録手続きの流れ.....	116
図 26	マレーシアの取引表示法に基づく救済手続きの流れ.....	119
図 27	マレーシアの地理的表示登録件数の推移（マレーシア・外国団体別）.....	123
図 28	インドネシアの商標及び地理的表示保護法に基づく地理的表示登録手続きの流れ.....	129
図 29	インドネシアの司法救済手続きの流れ.....	132

表

表 1	中国の地理的表示を保護する制度の概要.....	12
表 2	中国の商標法に基づく地理的表示保護制度に係る主な現行の法令・規則等.....	13
表 3	中国の製品品質法に基づく地理的表示保護制度に係る主な現行の法令・規則等.....	14
表 4	中国の農業法に基づく地理的表示保護制度に係る主な現行の法令・規則等.....	15

表 5	中国の地理的表示を保護する制度の登録要件等	16
表 6	中国の地理的表示の不正使用の救済手段等	24
表 7	国内地理的表示登録生産者団体聞き取り及び商標検索結果等のとりまとめ（中国）	35
表 8	韓国の地理的表示を保護する制度の概要	38
表 9	韓国・商標法に基づく地理的表示保護制度に係る主な現行の法令・規則等	39
表 10	韓国・農水産物品質管理法に基づく地理的表示保護制度に係る主な現行の法令・規則	39
表 11	韓国の商標法に基づく地理的表示保護制度に係る主な現行の法令・規則等	40
表 12	韓国の地理的表示を保護する制度の登録要件等	40
表 13	韓国の地理的表示の不正使用の救済手段等	51
表 14	韓国の他国との国際協定における GI 相互保護の状況	56
表 15	国内地理的表示登録生産者団体聞き取り及び商標検索結果等のとりまとめ（韓国）	59
表 16	シンガポールの地理的表示を保護する制度の概要	60
表 17	シンガポールの地理的表示法に基づく地理的表示保護制度に係る主な現行の法令・規則等	61
表 18	シンガポールの商標法に基づく地理的表示保護制度に係る主な現行の法令・規則等	62
表 19	シンガポールの地理的表示を保護する制度の登録要件等	63
表 20	シンガポールの地理的表示の不正使用の救済手段等	70
表 21	国内地理的表示登録生産者団体聞き取り及び商標検索結果等のとりまとめ（シンガポール）	77
表 22	ベトナムの地理的表示を保護する制度の概要	79
表 23	ベトナムの地理的表示を保護する制度の登録要件等	81
表 24	ベトナムの地理的表示の不正使用の救済手段等	88
表 25	ベトナムの地理的表示及び証明商標・団体商標の登録数（2019 年 10 月 31 日現在）	96
表 26	国内地理的表示登録生産者団体聞き取り及び商標検索結果等のとりまとめ（ベトナム）	98
表 27	タイの地理的表示を保護する制度の概要	99
表 28	タイの地理的表示を保護する制度の登録要件等	100
表 29	タイの地理的表示の不正使用の救済手段等	104
表 30	国内地理的表示登録生産者団体聞き取り及び商標検索結果等のとりまとめ（タイ）	109
表 31	マレーシアの地理的表示を保護する制度の概要	110
表 32	地理的表示法に基づく地理的表示保護制度に係る主な現行の法令・規則等	111
表 33	商標法に基づく地理的表示団体商標/証明商標に係る主な現行の法令・規則等	111
表 34	マレーシアの地理的表示を保護する制度の登録要件等	112
表 35	マレーシアの地理的表示の不正使用の救済手段等	117
表 36	国内地理的表示登録生産者団体聞き取り及び商標検索結果等のとりまとめ（マレーシア）	124
表 37	インドネシアの地理的表示を保護する制度の概要	125
表 38	インドネシアの地理的表示を保護する制度の登録要件等	126
表 39	インドネシアの地理的表示の不正使用の救済手段等	130
表 40	国内地理的表示登録生産者団体聞き取り及び商標検索結果等のとりまとめ（インドネシア）	134

第 1 部 調査の概要

i. 背景と目的

日本では、2014 年 6 月 18 日に「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示法）」が成立、2015 年 6 月から地理的表示（GI）保護制度の運用が始まった。2020 年 2 月末現在、88 産品が地理的表示登録されている。地理的表示への戦略的な取り組みを図り、生産者団体による申請が拡大している。ほかに、商標法に基づく地域団体商標の仕組みもあり、数としては地域団体商標の活用の方が多いが、双方の利点を活用するために両方取得する団体もある。

2019 年 2 月 1 日に日本と欧州連合（EU）の経済連携協定（日 EU EPA）が発効したが、本協定において GI について相互に高いレベルで保護するとされたことから、GI に対する認知は益々高まりつつあり、今後、EU に対する日本の GI 産品の輸出の増加が期待されている。

更に、認知の高まりを契機として、EU 域外の国に対する輸出にも、GI を活用して取り組もうとする日本の GI 登録生産者団体もみられるようになってきた。ただし、相互保護の協定を締結していない国に対しては、各国ごとに地理的表示登録をする必要がある。

上記の背景を鑑み、日本の農林水産物等の輸出機会の拡大に資するため、EU 域外の主要農林水産物輸出国等において、地理的表示登録の要件や侵害時の対応方策、侵害事例等について、情報を収集することが本事業の目的である。

ii. 調査対象国

本事業では、日本の農林水産物等の主要な輸出先から、以下 7 か国を選定して調査を実施した。

1	中国
2	韓国
3	シンガポール
4	ベトナム
5	タイ
6	マレーシア
7	インドネシア

iii. 調査項目

本事業では、対象 7 か国について以下の項目について調査を行った。

- (ア) GI 制度・知的財産制度の概要
- (イ) 他国との国際協定における GI 保護の状況
- (ウ) 当該国における GI・商標登録の要件・手続・費用
- (エ) 当該国における知財侵害や原産地表示違反の現状
- (オ) 知財侵害や原産地表示違反への対抗手段並びにその手続・費用（司法・行政）
- (カ) GI 侵害紛争事例
- (キ) GI 制度を始めとする知財関連法令・関連諸制度

iv. 調査方法

検討委員会

本事業の実施に当たっては、以下のメンバーからなる検討委員会を開催し、専門的な助言を頂いた。

高倉成男	明治大学 専門職大学院法務研究科長 専任教授
外村玲子	中村合同特許法律事務所 弁護士・弁理士
荒木雅也	茨城大学 人文社会科学部 教授

現地代理人からの情報収集

調査項目のうち、(ア) GI 制度・知的財産制度の概要、(イ) 他国との国際協定における GI 保護の状況、(ウ) 当該国における GI・商標登録の要件・手続・費用、(オ) 知財侵害や原産地表示違反への対抗手段並びにその手続・費用、(キ) GI 制度を始めとする知財関連法令・関連諸制度については、調査対象 7 か国について、浅野国際特許事務所及びその提携先現地代理人を通じ、情報収集を実施した。

現地調査の実施

また、GI 保護制度が比較的複雑で、かつ日本からの輸出意欲の高い中国と韓国については、現地代理人からの情報収集を補完するため、JETRO 各国事務所の支援を得て、現地調査を実施した。

中国については、現地の弁理士事務所を通じて、行政機関に対してヒアリングを実施し、韓国については、調査員を派遣して現地調査を実施し、現地の実務者や関連の協会に対してヒアリングを行った。中国及び韓国の補完調査協力先については次頁のとおりである。

中国： 中国北京路浩国際特許事務所
中国北京市豊台区万豊路 68 号銀座和諧広場オフィスタワー20F
+86-10-6211-3695(日本語)
<http://www.cnkip.com/jp/>

韓国：

法務法人太平洋	金・張法律事務所	Winners 弁理士事務所
ソウル市江南区テヘラン路 133	韓国ソウル特別市中区ジョン ンギル 21-15	ソウル市江南区テヘラン路 7- 22
韓国タイヤビル 8-12F	貞洞ビル 17F	
+82-2-3404-1093 (日本語)	+82-2-764-7003(日本語)	+82-2-3453-7667(韓国語)
hdi@bkl.co.kr	ip-group@kimchang.com	yikh5389@chol.com
http://www.bkl.co.kr/	https://www.kimchang.com/	http://winnerspat.com/

韓国地理的表示生産者協会	高麗大学
ソウル市麻浦区ワールドカップ 北路 6-93 5F	Dr. Myung-Hyun Chung Research Professor, Legal Research Institute
+82-2-6232-7130(韓国語)	ソウル市城北区安岩路 145
http://kpgi.co.kr/	

v. 注釈

本書で用いる用語等について、以下のとおり注釈を付す。

地理的表示の保護制度と一般商標

本調査は、特に GI を独自の法律に基づいて保護する地理的表示制度や、GI に配慮した団体商標／証明商標制度について理解することを主眼とした。

アジア各国における一般的な商標を含む知財制度については、日本貿易機構（ジェトロ）ウェブサイト「アジア各国・地域の知的財産に関する情報」<https://www.jetro.go.jp/world/asia/ip.html> を参照のこと。

証明商標

本調査対象のアジア諸国では、「証明商標」が、団体商標と並んで地理的表示の保護制度の一つとして法制化されている国がある。日本には地域団体商標は存在するが、証明商標については現行の商標制度では制度化されていないため、注釈を加える。

証明商標制度は、ある商品・サービスについて、商品・サービスの産地や原料、品質、管理方法等につ

いて第三者の認証/証明機関が認証/証明したものを、それ以外の商品・サービスと区別するために用いる標章を登録する制度である。証明商標として他国で登録されている標章の例としては、ウールマーク（ザ・ウールマーク・カンパニーが品質認証する羊毛製品に付す標章）、マレーシアハラール認証マーク（マレーシア政府ハラール認証機関が商品・サービスについてイスラーム法に則ると認証した商品・サービスに付す標章）、レインフォレスト・アライアンス認証マーク（レインフォレスト・アライアンスの熱帯雨林保全等に係る認証を受けた事業者が販売する商品・サービスに付す標章）などが挙げられる。

地理的表示の場合には、生産者や加工業者、流通業者等の直接商品を扱う当事者から構成される団体ではない第三者による組織、例えば国や自治体、その他の認証機関等が、認証等を通じて、地域特産品の生産・品質基準等の管理を行う場合に、証明商標で地理的表示を登録することになる。

標章／商標

日本の商標法では、標章（Mark）を「人の知覚によって認識することができるもののうち、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合またはこれらと色彩との結合」（商標法 2 条 1 項）、商標（Trademark）を標章のうち、「①業として商品を生産・証明・譲渡する者がその商品について使用するもの、または②業として役務を提供・証明する者がその役務について使用するもの」（商標法 2 条 1 項）と定義している。

国によっては、法律文書中において、「団体標章」「証明標章」と称している場合もあるが、読者の混乱を招かないため、本報告書では、日本で一般に用いられている「団体商標」「証明商標」で統一した。